吉川市水道課からのお願い

１．指定給水装置工事事業者登録内容の変更について

指定給水装置工事事業者の登録内容に変更が生じた場合は、変更のあった日から３０日以内に変更届を水道課にご提出ください。

なお、変更届に必要な様式については、市のホームページに掲載しております。

吉川市公式ホームページ

https://www.city.yoshikawa.saitama.jp/index.cfm/23,21841,123,698,html

２．給水装置工事の申請について

吉川市給水区域内における給水装置工事は、吉川市給水装置設計基準（令和２年１０月１日改訂）に適合する計画・設計としてください。また、建物の新築工事に限らず、建替や増築・解体に伴う給水装置の改造・撤去を行う場合についても給水装置工事申込が必要となります。

なお、工事にあたっては、給水装置工事決定通知書を受け取ってから着工して下さい。この決定を受けずに工事を行った場合、また、申込を行わないで工事を行った場合には、６ヶ月以下の指定停止となりますのでご注意ください。

３．占用申請の手続きについて

道路、河川、水路の掘削を伴う給水装置工事を行う場合は、各管理者あて工事の占用許可申請が必要となります。

市道の場合は、施主（代理人：指定工事店）が直接占用申請を行いますが、県道、河川、水路についは、作成していただいた図書を基に吉川市水道課が申請手続きを代行いたします。申請してから占用許可が下りるまで２週間から１ケ月半程度時間を要す場合もありますので、余裕を持った工期としてください。

４．老朽化した給水管の取扱い

水道課では、建物の建替等の際に、耐用年数を過ぎ老朽化した漏水等の危険性がある給水管（PP 管など）について、配水管の取出し部より撤去・元止めし、新たに取出し直しをして頂くよう指導・要請させて頂いております。

給水装置工事の相談や見積依頼を受けた場合には、既設給水管がそのまま使用出来るか否か、水道課へ事前にご確認頂くようお願いします。